

第十六号議案

江戸川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例
江戸川区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十九号）は、
廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の江戸川区女性福祉資金貸付条例（以下「廃止条例」という。）の規定に基づく貸付けを受けている者については、廃止条例第三条、第五条、第七条、第九条第二項、第十条（第九条第二項に係るものに限る。）から第二十一条まで、第二十三条及び別表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

女性福祉資金の貸付けを廃止する必要があるので、本案を提出いたします。